

周南市大津島ふれあいセンター 施設分類別計画



平成30（2018）年9月
（令和5（2023）年3月改訂）
周南市

目 次

第1章 本計画の目的.....	P. 1
第2章 施設の設置目的と経緯.....	P. 1
第3章 対象施設.....	P. 1
第4章 施設の現状.....	P. 3
第5章 施設を取り巻く状況と課題.....	P. 5
第6章 今後の施設の方向性.....	P. 5
第7章 計画期間.....	P. 6
参考資料.....	P. 7

第1章 本計画の目的

周南市大津島ふれあいセンター施設分類別計画（案）（以下、「本計画」という。）は、本市の周南市大津島ふれあいセンターについて、今後の施設の方向性を示すものです。

第2章 施設の設置目的と経緯

大津島ふれあいセンターは、レクリエーション、研修などの幅広い活動を通して、人々が交流できる場を確保し、離島の振興及び住民福祉の増進に資することを目的とした施設であり、周南市大津島ふれあいセンター条例を定め、地域づくり推進課が所管しています。

第3章 対象施設

本計画の対象となる施設及び位置は次のとおりです。

図表1 対象施設

施設分類	施設名	所在地	地域	利用圏域
市民交流施設	大津島ふれあいセンター	大字大津島 2823-1	大津島	広域

図表 2 施設位置図



第4章 施設の現状

(1) 提供しているサービスの現状

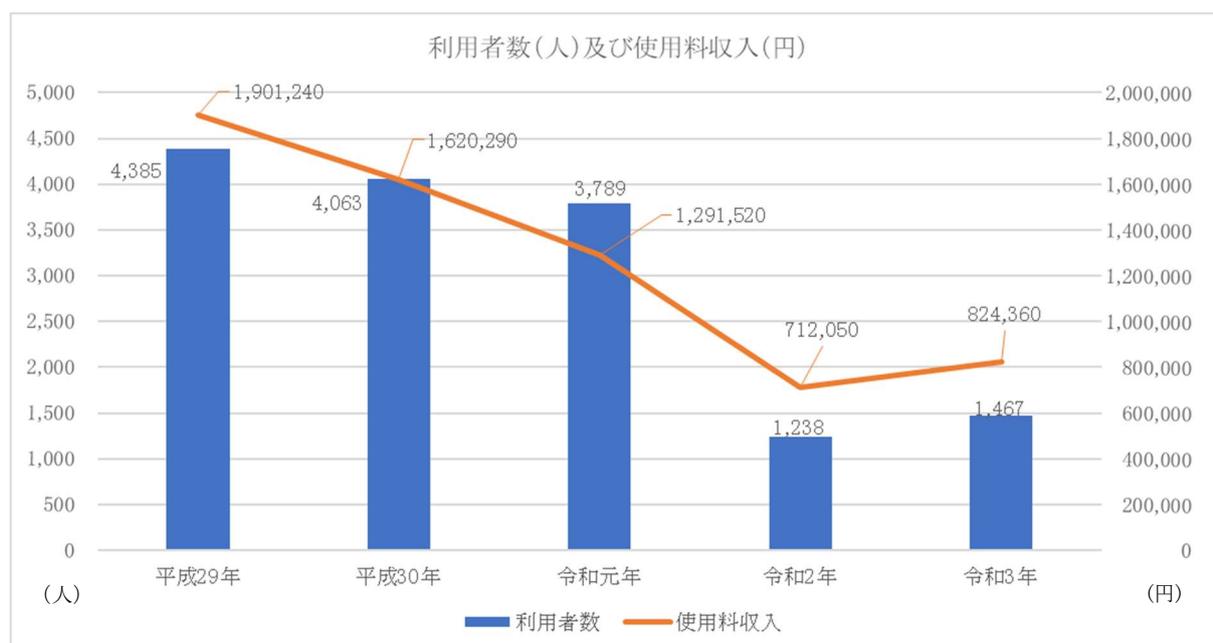
本施設は、個人や家族、グループに対して宿泊や日帰りによるレジャー等の場を提供するとともに、回天関連施設の見学者の休憩場所や地域の活動の場にもなるなど、島の玄関口にある公共施設として重要な役割を担っています。また、島内各所を巡れるよう自転車の貸し出しを行っています。

施設の利用者数は、平成8（1996）年度の9,219人をピークに減少傾向にあり、平成25（2013）年度より、事前に予約がある場合を除き、12月1日から3月15日までの間は休館しています。また、コロナ禍による影響により、令和2（2020）年度からの利用者数は低調となっています。

令和2（2020）年度より、「一般社団法人磊ノ島」が指定管理者として管理運営を行っています。

施設の維持管理に係る経費（人件費等は除く。）は年間約340万円です。

図表3 施設の利用者数の推移



(2) 建物の現状

建物の現状は次のとおりです。なお、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた建物の現状は、巻末に【参考資料1】として添付します。

図表4 建物の現状一覧

↓ 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積	主たる建物												
			床面積	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検結果	バリアフリー の状況		ハザードマップの状況				
								総合劣化度	対応	該当	土砂	洪水	高潮	津波	
1	大津島ふれあいセンター	730.21	328.75	1990	W /24年	経過	新耐震	60.50	一部対応		特(一部)			1~2m	

* 自主点検は毎年実施

* 構造：SRC(鉄骨鉄筋コンクリート造)、RC(鉄筋コンクリート造)、S(鉄骨造)、W(木造)

* 法定耐用年数：減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40(1965)年大蔵省令第15号)において、構造や用途によって記載のもの

* 土砂・警…警戒区域、土砂・特…特別警戒区域、洪水・河…河岸浸食、洪水・氾…氾濫

【主な施設概要】

施設名称	建築年月	経過年数	構造	延べ床面積
宿泊棟 (8棟)	H3年3月	31年	木造	179.20 m ² (22.40 m ² ×8棟)
炊飯棟	H3年3月	31年	木造	48.60 m ²
管理棟	H3年3月	31年	木造	328.75 m ²
シャワー棟	H3年3月	31年	木造	25.92 m ²
自転車置場	H3年3月	31年	木造	72.00 m ²
食堂棟	H11年3月	23年	木造	68.39 m ²



第5章 施設を取り巻く状況と課題

(1) サービスの状況と課題

大津島は、徳山港の沖合約 10 kmに位置し、7つの集落で形成された南北に細長い島で、島の南側全域と洲島、樺島、蛙島は、瀬戸内海国立公園の一部に指定され、回天記念館、回天訓練基地跡一帯は大津島自然公園として都市公園に指定されています。また、本土と島を結ぶ航路を、1日7便の定期船が運航しています。

人口は、昭和25(1950)年の約2,500人をピークに、現在では196人(令和4(2022)年9月30日現在)、高齢化率は約80%となっており、これまで暮らしを支えてきた地域活動の維持などが困難になっています。

本施設と同地区内にあった馬島公民館は、平成29(2017)年度末で廃止し、平成30(2018)年度からは、山口県農業協同組合に貸し付け、地区内の買い物環境を維持するためのサービスと、地域の集会や活動の場の提供を合わせた新たな民間運営施設となりました。また、本浦地区に市が設置している「体験交流施設大津島海の郷」では、企業等の研修や学校の宿泊体験学習の受け入れ、地域資源を活用した体験交流事業が行われています。

本施設の利用者数は減少傾向にありますが、本土からの観光客や馬島地区をはじめ地域住民の交流拠点として、機能の維持が求められています。

(2) 建物の状況と課題

宿泊棟8棟、炊飯棟1棟、その他附属する施設等がありますが、経年劣化や潮風の影響による腐食などにより老朽化が進んでいます。

また、宿泊棟のうち山側に面した4棟は、老朽化しているとともに、土砂災害特別警戒区域に立地していることから、平成29(2017)年12月より貸出を見合わせています。

第6章 今後の施設の方向性

(1) 一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて施設の方向性について検討を行います。

この一次評価は、施設でのサービスの提供状況や施設の利用状況、建物の状況などから結果を導き出すものであり、**最終的な判断・決定にあたっての材料**とします。

一次評価を実施したところ、**【受益者負担の見直し】**となりました。

なお、一次評価結果に至るまでの検討内容については、「参考資料」として最後に添付します。

(2) 総合評価

1) 基本的な考え方

本施設は、大津島地区の玄関口にある施設として重要な役割を担っていることから、今後も施設目的に則り、継続して利用していくとともに、大規模修繕について検討していきます。

受益者負担の見直しについては、第4次行財政改革大綱に基づき、使用料や手数料の算定根拠に、施設の維持費やサービス提供コスト等を適切に反映させているか定期的に検証し、適正化を図ります。

2) 具体的な方針

今後の具体的な方針は次のとおりです。なお、以下の内容は、本計画の対象施設の現況を踏まえた現時点の想定であり、今後の社会経済情勢の変化や財政事情等により、見直しを行うことがあります。

図表5 具体的な方針と実施時期(予定)

No.	施設名	主たる建物							一次評価	総合評価	対策の内容(大規模修繕・改修、更新、解体等)				
		築年数	構造/法定耐用年数	法定耐用年数	耐震性	総合劣化度	バリアフリーの状況	ハザードマップの状況	結果		R5	R6	R7	R8	R9
1	大津島ふれあいセンター	31	W/24年	経過	新耐震	60.5	一部対応	土・高	受益者負担の見直し	継続利用	大規模修繕について検討				

第7章 計画期間

本計画の計画期間は、令和9(2027)年度までとします。

なお、施設を取り巻く環境の変化や政策的な事情などにより、必要に応じて本計画を見直すこととします。

【参考資料 1（第 4 章関係）】建物の現状一覧（詳細）

第 4 章に記載した建物の現状について、自主点検及びバリアフリーの状況の詳細を含めた内容は次のとおりです。

図表 6 建物の現状一覧(詳細)

! 点数が高いほど劣化が進行

No.	施設名	総床面積	主たる建物														総合劣化度	バリアフリーの状況					ハザードマップの状況																									
			床面積	建築年度	主構造 /法定耐用 年数	法定耐用 年数	耐震性	R4自主点検結果														対応	エレベーター 手すり	入口の 段差解消	施設内の 段差解消	多目的 トイレ	該当	土砂	洪水	高潮	津波																	
								1.構造 部材	2.外壁、防水			3.扉、窓		4.床、階段		5.壁、天井		6.附帯設備		7.敷地	1.電気設備											2.機械設備																
1	大津島ふれあいセンター	730.21	328.75	1990	W /24年	経過	新耐震	B	B	C	B	B	A	-	B	-	C	C	-	-	-	A	A	B	A	A	A	A	A	A	-	C	-	-	A	-	A	60.50	一部対応	-	O	X	X	特(一部)			1~2m	

*自主点検結果

- 自主点検による劣化度を建物の部位ごとにA～Cで判定する。
 - A：劣化がなく建物の利用に支障なし
 - B：劣化はあるが建物の利用に支障なし
 - C：劣化があり建物の利用に支障が生じている又は生じるおそれがある
- 総合劣化度：建物の築年数、構造、自主点検による劣化度を考慮した、その時点における建物の状況を示す。点数が高い施設ほど、劣化が進んでいる。

【参考資料2（第6章関係）】一次評価

一次評価では、今後の施設の方向性を決定するにあたり、本市作成の「機能の評価・検証シート」を用いて個々の施設の方向性について検討を行います。

(1) 個々の施設の方向性の検討

まず、施設において提供しているサービスについて、サービス主体の適正化、サービス水準の適正化、サービス配置の適正化、事業手法の適正化という4つの視点から、今後の可能性を検討し、存続・廃止といった方向性を検討します。

次に、サービスの視点からの建物の方向性を検討し、統廃合・複合化・多目的化・継続利用・共同利用・廃止等実現可能性のある建物の方向性を導きます。

ここでの検討等の内容は、次のとおりです。

これらの検討により、導き出される個々の施設の方向性と具体的な内容は、次のとおりです。

方向性	内容
統廃合	同じ施設分類で同様のサービスを提供する施設同士で統廃合を実施します。
複合化(集約化)	施設分類が異なるが施設同士を複合化により集約化します。
複合化(共用化)	施設分類が異なるが同様のサービスを提供する施設のうち、共用が可能な建物やスペースを複合化により共用します。
多目的化	施設が比較的新しくスペースに余裕がある場合に、古い施設の機能を取り入れて多目的化します。
継続利用(現状維持)	現状維持のまま継続的に利用します。(サービスの向上やコストの見直しについて検討します。)
継続利用(規模縮小)	継続的に利用しますが、利用状況等により規模を縮小します。(サービスの向上やコストの見直しについて検討します。)
共同利用	市の公共施設を他自治体等と共用し、他自治体等とコスト分担します。
廃止	施設を廃止します。
転用	施設自体は利用可能であるため、他用途に転用します。
民間譲渡	施設自体は利用可能であるため、民間へ譲渡(売却)します。
地域移譲	施設自体は利用可能であり、利用が地域に限定している場合、地域へ移譲します。

視点	適正化の意味・視点	第1ステップ		第2ステップ	
		サービスの方向性の検討	導き出されるサービスの方向性	建物の方向性の検討	導き出される建物の方向性
サービス主体の適正化	<p>「市がサービスの提供を続けなければならないか？」といった視点から民間サービスによる代替性を検討</p> <p>⇒サービスを維持しながら施設を廃止するなどすることで、トータルコストの削減が可能となる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 民営化の可能性がある ◇ 市が自ら運営主体として関与する必要性が低い ◇ 法律等による設置義務付けなし 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ サービス廃止 ※左の項目の全てに該当する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同種、類似の民間施設が存在 <ul style="list-style-type: none"> 存在しない ⇒ ◇ 民間譲渡 存在する ⇒ ◇ 廃止 	
		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ◇ 補助金などの代替施策で対応可能 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ サービス存続 ◇ サービス廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 同種、類似の他自治体施設等が存在する ⇒ ◇ 共同利用 ◇ 補助金などの代替施策で対応可能 ⇒ ◇ 廃止 	
サービス水準の適正化	<p>「施設の量(数、面積)は現状のままでよいのか？」といった視点から、市民ニーズ等の変化に合った施設数や規模(延床面積)の見直しの可能性を検討</p> <p>⇒施設数や規模を削減することでトータルコストの削減が可能となる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 設置目的の意義が低下している ◇ 利用実態が設置目的に即していない ◇ サービス内容が設置目的に即していない 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ サービス廃止 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 建物の老朽度 <ul style="list-style-type: none"> 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 廃止 建築から30年未満の施設 <ul style="list-style-type: none"> 利用圏域 地域以外 ⇒ ◇ 転用 地域 ⇒ ◇ 地域移譲 	
		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み ◇ 同種、類似の市施設が存在 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ サービス存続 ※左の項目の全てに該当する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 統廃合による施設数の削減 <ul style="list-style-type: none"> 統廃合が可能な施設が周辺にある ⇒ ◇ 統廃合 統廃合が可能な施設が周辺にない ⇒ ◇ 継続利用(規模縮小) 	
サービス配置の適正化	<p>「サービスを提供する建物や場所を見直せば、コスト削減やサービスの向上につながるか？」といった視点から、サービス提供に資する建物の総量の削減の可能性を検討</p> <p>⇒施設の集約化等により、更新経費やランニングコストの削減が可能となる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 複合化(集約化)の検討 ◇ 個別施設のサービス内容を評価 <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス内容の重複 ・ 貸館稼働率 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ サービス存続 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 建物の老朽度 <ul style="list-style-type: none"> 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化(集約化) ◇ 建物の老朽度 <ul style="list-style-type: none"> 建築から30年以上経過 ⇒ ◇ 複合化(共用化) 	
		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 過去3年間の利用者数が減少 ◇ 今後の利用者数が減少見込み 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ サービス存続 ※左の項目のうち1項目でも該当する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 施設規模が600㎡以上で建築から30年を経過していない ⇒ ◇ 多目的化 	
事業手法の適正化	<p>「サービスの提供や建物の整備そのものも民間に任せることができるか？」といった視点から民間活用によるコスト削減やサービス向上の可能性を検討</p> <p>⇒民間のノウハウ等を活用することにより、コスト削減が可能となる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 民間事業者のノウハウの活用が期待でき、過去3年間のコストが増加、あるいは利用者1人当たりのコストが高い ◇ 受益者負担の割合が妥当ではない 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ サービス存続 		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 民間活力の拡大(指定管理、PFI/PPP) ◇ 受益者負担の見直し
		<ul style="list-style-type: none"> ◇ 受益者負担の割合が妥当ではない 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ サービス存続 ※受益者負担の割合の妥当性が低い場合 		

周南市大津島ふれあいセンター 施設分類別計画

平成30（2018）年9月

（令和5（2023）年3月改訂）

地域振興部 地域づくり推進課
〒745-8655 周南市岐山通1-1

電話 0834-22-8336

FAX 0834-22-8428

電子メール chusankan@city.shunan.lg.jp